

中学校生活のきまり

大宮中学校生徒指導部

- ・「大中学生としてのよりよい服装・身だしなみのルール」
- ・「みんなが気持ちの良い過ごし方ができ、日常生活や入試等の場面でも通用するルール」

大宮中学校生徒会本部

Ⅰ 服装など

(1) 服装規定

- ア 指定のブレザーとスラックスまたはスカートを着用する。
- イ スラックスの裾は引きずらず、スカート丈はひざ下程度とする。
- ウ スラックスには黒、紺、茶のいずれかのベルトを着用する。

共通

- ア 靴下…白・黒・紺の単色とする。(メーカーのロゴ等のワンポイントは可とするが、ラインは認めない)
- イ 白カッターシャツを着用する…台襟付き(ボタンダウン可)。
インナーは大宮中学校の指定Tシャツか白の無地のものとする。ただし、小さなワンポイントは可。
- ウ 制服は、学校指定の物とする。
- エ 上着には名札をつける。
- オ 衣替え…5月中旬から1ヶ月間程度、9月下旬から1ヶ月間程度を移行期間とした後実施する。
- カ 制服の下に着るカーディガンやセーターは黒または紺とする。
- キ 登下校時、制服の上に着用する防寒着については、使用目的に合ったものとする。安全面から特に色の指定はしないが、キャラクターや文字や柄がたくさん入っているものは避ける。

(2) 体育・部活動時

- ア 体育時は、指定のジャージ上下、半袖(長袖)シャツ、ハーフパンツとする。
(ジャージを切ってハーフパンツとして使用することは認めない。また、譲り受ける場合は安全面を考慮し、体に合ったものを着用すること。)
- イ 各部の活動は、体育時と同様の服装か大会で着用するユニフォームで行うこと。防寒着(ウインドブレーカー)は各部で揃えたものか、登下校時のものに準ずる。防寒着は、ジャージの上に着用すること。
- ウ 靴(外用)…ひも付きランニングシューズ、及びマジックテープのアップシューズとする。
(ハイカットは安全面、運動面から許可しない。)
- エ 休日、長期休業中の部活では、スポーツドリンクを持って来ても良い。ただし、ペットボトルの場合は、タオルを巻いて管理する。

(4) 上靴…指定の運動靴(令和6年度は、1年緑・2年赤・3年青)とする。

- (5) 頭髮等…過度な眉の加工、奇抜な髪形は認めない。また、体育・部活動時の活動を妨げない髪形とする。(原則、染髪・パーマは認めない。)
- (6) 装飾品等…イヤリング・ピアス・指輪・マニキュア・ミサンガ等、学校生活に不必要なものは禁止する。(髪の毛を束ねるためのヘアゴムも手首につけない。)
- (7) 制汗剤の使用は、管理・後始末も含め更衣室での使用のみ許可する。

2 通学用自転車規定

- (1) 軽快車又は実用車（ベル、ヘッドライト、反射鏡を備えている。内装変速機可。荷台、両立スタンド、チェーンケースはあった方が望ましい。改造は禁止する。）
- (2) 登下校時には必ずヘルメットを着用すること。
- (3) 通学許可ステッカーを自転車に貼ること。
- (4) 口大野・善王寺方面で遮断機のない踏切は通学禁止路とする。
- (5) 口大野・周枳の一部・三坂は自転車通学禁止区域とする。

3 校舎・校具使用規定

- (1) 学校の器物を破損したときは、ただちに先生に申し出て指示を受けること（事後の処理、破損届けの提出、弁済等）。

4 生活行動について

- (1) 放課後・休日（部活動を除き）でも、学校に来る時は学校指定の服装とする。（忘れ物等）
- (2) 金銭や学校生活に不必要な物は持ち込みを禁止する。《発見した場合には、学校で預かる》やむを得ない場合は、朝のSHR時に担任に預ける。
- (3) 他教室へは、用事のない人は入らない。また、空き教室へは入らない。
- (4) 更衣室に私物を置かない。（更衣時のみ使用する）
- (5) 授業は制服で受ける。ただし、体育科授業・体育的行事の取組中についてはジャージを着用してもよい。また、その日の1校時、最終校時に体育実技がある場合は掃除・SHRをジャージ着用で受けてもよい。
- (6) 登下校時の飲食を禁止する。
- (7) 登校後は、無断で校外へ出ることを禁止する。
- (8) 職員室には、用事のある時のみ来室すること。（服装を整え、挨拶等をする）
- (9) 保健室の利用については、別紙「保健室の利用について」の決まりに従い利用すること。
- (10) 心の相談室等は、スクールカウンセラー・相談員の方の指示に従って利用すること。
(授業中の利用は原則禁止とする。)
- (11) 急用の場合は、先生の許可を得た上で職員室の電話を使ってもよい。（1回10円の料金を徴収する。）
- (12) 自転車通学生は、登校後必ず自転車の鍵をかけ、個人で管理をすること。
- (13) 登下校時には、東門から学校敷地内に入出入りすること。（道路横断時は横断歩道を渡ること）
- (14) 下校時は、校門周辺、図書館付近などに溜まらない。
- (15) 下校時の店舗等（コンビニ、スーパー、ゲームセンター等）への立ち寄り禁止とする。また、帰宅後は私服に着替えてから外出すること。
- (16) 箸を忘れた人は、担任の許可を得てから、職員室で箸を借りること。また、必ず返却をする。
- (17) 刃物等の法令で規制されているような危険物を携行しない。また、学校より指示のない限りカッターナイフ、ハサミは持ってこない。
- (18) 身分証明書は常に携行しておく。（鞆の中でも良い。)

5 その他

- (1) 下校時刻を守る。（季節により変わる。）
- (2) 校外生活について
 - ア 映画館・ボウリング場・ゲームセンターへは親の許可を得て3人以上で行くこと。
 - イ カラオケボックスへの出入りは保護者同伴で行くこと。
 - ウ 特別の場合を除き夜間外出をしない。（祭り等では、夜9時には帰り始めること）
 - エ 外泊をしない。
 - オ 飲酒・喫煙・万引きなどの触法行為をしない。
 - カ 情報機器（携帯電話、スマホ、パソコンなど）を使用する場合は、情報モラルやマナーを守ること。